



豊監公表第2号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

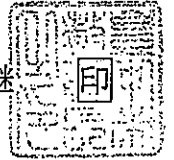
令和3年（2021年）1月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

令和2年(2020年)12月18日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年11月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
児童生徒課	<p>◆青少年指導ルーム指導員会などの地域の教育コミュニティのあり方について</p> <p>小学校区ごとの青少年指導ルーム指導員会が行っている活動と同様な活動を、PTAや中学校区ごとの青少年健全育成会も行っている。また、地域では、高齢化などにより、地域の教育コミュニティの担い手が不足し、負担感も増している。機能が重複する委員会や役を減らしていくなど、</p>	<p>小学校区ごとに配置している青少年指導ルーム指導員については、令和2年度(2020年度)をもって終了とし、青少年指導ルーム指導員の機能を中学校区の青少年健全育成会に吸収させることにより、地域における教育コミュニティの組織整備を図った。</p>

	地域の教育コミュニティのあり方について検討されたい。	
教育委員会事務局、学校共通	<p>◆学校で作成される行政文書について</p> <p>学校では、給食検食記録簿やプール日誌などの行政文書が、鉛筆で記入されていたり、記入すべき箇所が未記入だったりしていることが多い。</p> <p>教育委員会事務局におかれては、学校における行政文書の作成管理等について、学校に適切な事務処理を行うよう指導徹底をされたい。</p>	<p>監査結果について各校に情報提供を行い、注意喚起を行っていません。今年度はコロナ感染症のため、学校事務職員向けの一斉説明会は行えませんでした。機会を捉えて周知していきます。</p> <p>また、共同実施支援室において、学校へ出向き助言指導を行いました。また、全体会においても周知を行い、改善するように努めています。</p>
教育委員会事務局、学校共通	<p>◆学校保管の薬品について</p> <p>使用予定のない硫酸や硫酸銅が保管されている小学校があった。保管上のリスクもあるので、教育委員会事務局の指導の下、使用計画のない薬品は適切に処分されたい。</p>	<p>廃棄すべき劇物の廃棄方法については、学校事務提要や学校向けホームページにて「試薬の廃棄については、教育センターに相談すること」と記載し、学校への周知を図るとともに、学校から使用予定がなく必要がないものとして回収したものは、教育センターが、予算の範囲内で一括して業者に委託し計画的に処理しております。また、未回収のものにつきましては、早急に回収し、対応してまいります。</p>

<p>少年文化館 共通</p>	<p>◆実習生の受け入れに伴う謝礼金の取扱いについて</p> <p>少年文化館では、大学からの依頼を受け実習生の受入れをする際、大学の申出による謝礼金を受け取り歳入する場合と、申出がなく謝礼金が発生しない場合があった。実習生の受入れに伴う謝礼金を徴収するかどうかについて方向性を定め、要綱等を整備されたい。</p>	<p>実習生の受け入れに伴う謝礼金については、他市事例等を参考にしながら、今後の方向性を検討し、今年度中に要綱等を定めていきます。</p>
-----------------	---	---